

春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の一般推薦要綱

平成15年5月16日
内閣総理大臣決定
平成28年9月16日
一部改正
令和7年3月19日
一部改正

1 趣旨

春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、一般からの推薦を受け付けるものとする。

2 推薦者

- (1) 18歳以上の者。
- (2) 推薦者は、自ら及び自らと二親等内の親族関係にある者を春秋叙勲の候補者としてふさわしい者（以下「被推薦者」という。）として推薦することはできない。

3 被推薦者

次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のある者とする。

- ① 70歳以上の者
- ② 55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
 - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
 - イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者

ただし、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者、昭和39年以降の春秋叙勲により勲章を既に受章している者及び功労が公務員としての功労に限られている者については、被推薦者としない。

4 推薦方法

推薦書及びその推薦に賛同する者2名の賛同書の提出によるものとする。
推薦書及び賛同書は、賞勲局長が別に定める様式によるものとする。

5 賛同者

- (1) 18歳以上の者。
- (2) 賛同者は、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとする。

6 推薦先

内閣府賞勲局

7 推薦時期

一般からの推薦は、常時受け付けるものとする。

8 一般からの推薦後の手続

- (1) 内閣府賞勲局は、被推薦者が春秋叙勲の候補者として適當であるか否かについて、各府省の調査を踏まえ各府省と協議の上検討を行うものとする。
- (2) 内閣府賞勲局は、前号の検討の結果候補者として適當であるとされた者の推薦について、当該者の主たる功労に關係する府省と調整を行うものとする。
- (3) 内閣府賞勲局は、第1号の各府省との協議が整わなかった場合においては、被推薦者が地域において多数の分野で活躍し、春秋叙勲候補者として適當であるか否かについて、各都道府県と協議の上検討を行うものとする。
- (4) 内閣府賞勲局は、前号の検討の結果候補者として適當であるとされた者の推薦について、当該者の功労に關係する都道府県と調整を行うものとする。
- (5) 関係府省又は関係都道府県は、第2号又は前号の調整が終了した場合には、その後の推薦手続を春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、同月20日閣議報告）にのっとり行うものとする。

附 則

この決定は、平成28年9月16日から施行する。

附 則

- 1 この決定は、令和7年3月19日から施行する。
- 2 この決定の施行の際現にあるこの決定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、賞勲局長が別に定める様式によるものとみなす。
- 3 この決定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。